

建設部

建設委員会 【所管関係資料】

6月12日提出

令和6年第1回定例会（6月議会）
建設部 提出資料

令和6年6月12日
建設部

建設委員会
【所管関係】

○ 道 路 課	令和5年度決算特別委員会において「検討する」旨答弁した事項の 検討状況について	・ ・ ・ 3
	秋田県道路整備計画の更新について	・ ・ ・ 4
○ 河 川 砂 防 課	特定都市河川の指定について	・ ・ ・ 6
○ 港 湾 空 港 課	船川港港湾計画改訂の概要について	・ ・ ・ 8

令和5年度決算特別委員会において「検討する」旨答弁した事項の検討状況について

道 路 課

「検討する」旨の答弁を行った事項	そ の 後 の 検 討 状 況
【質問要旨】 県の除雪の見える化を進めてほしい。 【答弁要旨】 他県や県内の各道路管理者の状況を踏まえながら、質問内容について検討していく。	道路利用者への情報提供の取組としては、県内各地点の降積雪量や凍結状況等のほか、主要箇所を設置したライブカメラの画像をウェブサイト上で公開している。 こうした中、除雪日報等の自動作成や除雪車の運行状況の把握など、業務の効率化を図るため、昨年度、GPSによる「秋田県除雪稼働管理システム」を新たに構築し、令和5年度冬期から運用を開始したところである。 除雪の見える化については、県内12市町において除雪車にGPSを導入し、うち4市で情報を公開しているものの、国や東北各県では、こうした事例がなく、位置情報を公開することによって、宅地内の雪を車道上へ排雪される懸念があることから、人身・車両事故の誘因や早朝までの除雪作業の完了に支障を来す恐れがある。 このため、現時点で除雪作業の情報公開を行う予定はないが、運用を開始した「秋田県除雪稼働管理システム」で得られた課題や他県の状況等を踏まえながら、今後慎重に判断していきたい。

秋田県道路整備計画の更新について

道 路 課

1 概要

- (1) 本計画は県の各種施策を着実に推進するため、道路整備の方向性を示すものである。
- (2) 計画の構成
 - ・現状と課題の整理
 - ・道路整備の方針（道路整備の施策体系）
 - ・道路整備の方向性（道路ネットワークの定義）
 - ・地域別道路整備計画ネットワーク
 - ・道路整備の効果

2 主な更新内容

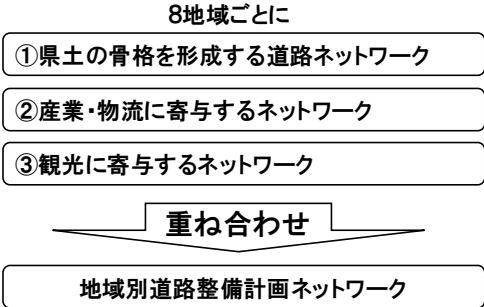
- (1) 計画期間
 - ・令和6年度から令和10年度までの5年間。
（現計画は、令和元年から令和5年の5年間）
- (2) 道路整備の効果及び目標指標
 - ・道路整備の方針として、「5つの柱・10の施策」を再整理し、柱ごとの目標指標を更新。

3 今後のスケジュール

- ・7月下旬：ホームページで公表。

4 道路整備の方向性

- ・今後を見据えた道路整備の方向性を3つの道路ネットワークの形でとりまとめ。



5 地域別道路整備計画ネットワーク

（例：鹿角地域振興局）

鹿角地域の課題

- ・世界文化遺産等への誘客拡大
- ・青森・岩手方面との交流拡大
- ・かづの農産品の市場拡大

鹿角地域の道路整備の施策

- ・十和田・八幡平等への広域観光ルートの機能強化
- ・安全・安心を支える生活道路の整備
- ・県際広域物流ルートの安全確保

凡 例		
	高速道路及び高速道路を補完する幹線道路ネットワーク	
	3テーマ	「県土の骨格を形成する道路ネットワーク」
	2テーマ	「産業・物流に寄与するネットワーク」
	1テーマ	「観光に寄与するネットワーク」
		の3つの分野に対して該当するテーマ数



<参考> 道路整備の方針、効果及び目標指標

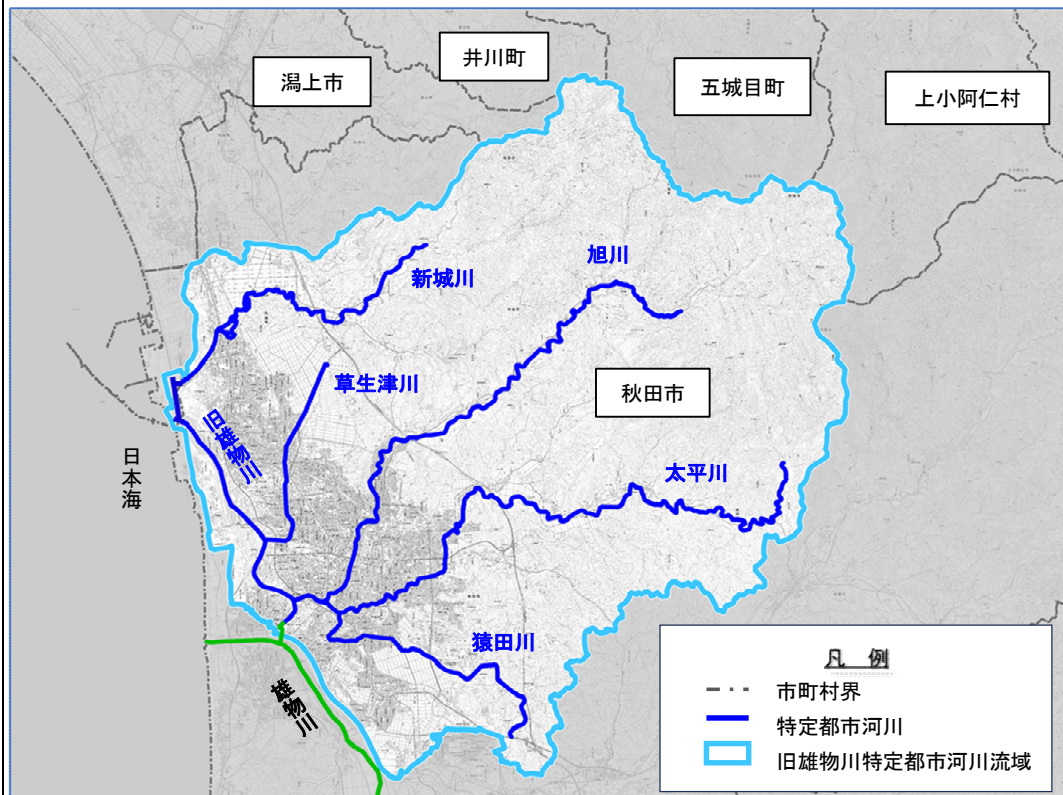
道路整備の方針「5つの柱・10の施策」	期待される効果	指標名	実績（参考値） 令和5年度	目標値 令和10年度
① 交流・連携 ～人・ものが広域に交流するためのみち～ ①-1 高速道路ネットワークの構築	●県内外移動の高速化 ●県内外の交流人口の増加 ●広域的なモノの移動による産業の振興	●県内における高速道路の供用率 ●県管理道路の改良率	92% 52.2%	97% 52.5%
② 産業・物流・観光 ～地域産業や観光資源を元気にするみち～ ②-1 地域産業・物流の活性化 ②-2 観光集客力の強化	●県内企業立地の増加 ●県産品販路の拡大 ●県外からの観光客の増加	●「①交流・連携」に寄与する整備予定箇所の整備進捗率 ●「②産業・物流・観光」に寄与する整備予定箇所の整備進捗率	5か年で整備箇所の約5割を供用（一部供用含む） 5か年で整備箇所の約6割を供用（一部供用含む）	
③ 地域・生活 ～みんなが生活しやすいまちを支えるみち～ ③-1 地域の自立支援 ③-2 快適な日常生活の実現	●地域間交流の活発化 ●日常生活における拠点施設（役場・学校・病院等）への円滑な移動による住みやすさの向上	●「③地域・生活」に寄与する整備予定箇所の整備進捗率	5か年で整備箇所の約7割を供用（一部供用含む）	
④ 安全・安心 ～安全で快適な暮らしを支えるみち～ ④-1 安心して暮らせる道路空間整備 ④-2 雪に強い道路	●高齢者や子どもも安心して暮らせる環境の確保 ●冬期間も含めた移動の円滑化	●通学路指定路線における歩道整備率 ●橋梁の耐震化率 ※緊急輸送道路上に位置する15m以上の橋梁	47.4% 85.9%	48.1% 89.9%
⑤ 強靱化・防災 ～もしもの時に備えたみち～ ⑤-1 道路の強靱化の推進 ⑤-2 既存道路の有効活用 ⑤-3 道の駅の防災力強化	●災害時の避難行動、救助活動を支える移動経路の確保 ●長期的な維持管理費の縮減 ●大規模災害時の広域的な復旧・復興拠点や地域の一時避難所等の活用	●橋梁の修繕措置着手率 ※令和2年度末での判定Ⅲの橋梁	85%	100%

1 概要

令和5年7月豪雨を受けて策定した「水災害対策プロジェクト」に基づき、ハード・ソフト一体となった取組を行うなど、流域全体の関係者が連携した治水対策を進めている。

特に秋田市中心部では、内水氾濫も重なり6千棟を超える浸水被害が発生したことから、流域治水の取組を加速させるため、旧雄物川流域の6河川を特定都市河川に指定する。

2 指定する河川及び流域



3 特定都市河川制度

気候変動により水害が激甚化・頻発化する中、通常の河川改修のみの対策では浸水被害の防止を図ることが困難となってきた状況を踏まえ、土地利用規制等のソフト対策も一体となった総合的な浸水被害対策を推進する河川とその流域。

○主な土地利用規制等のソフト対策

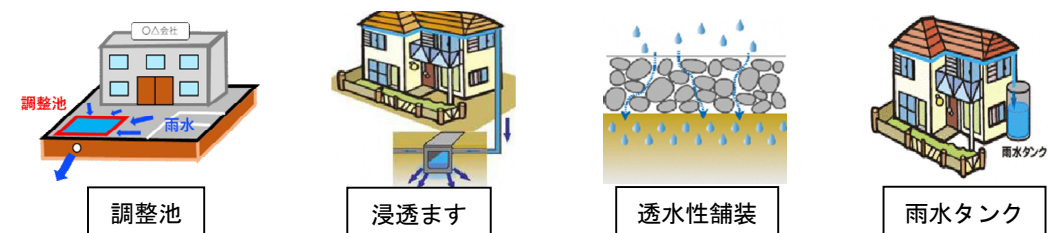
(1) 雨水浸透阻害行為の許可

- ・ 宅地等以外の土地で、1,000m²以上の雨水浸透阻害行為をする場合、秋田市長の許可が必要となり、許可にあたっては貯留・浸透対策が義務付けられる。

<雨水浸透阻害行為>

- ① 宅地等にするために行う土地の形質変更
- ② 土地の舗装
- ③ その他、土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為

<貯留・浸透対策のイメージ>



（２）貯留機能保全区域の指定

- ・氾濫水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地を、所有者の同意を得た上で区域指定することができる。

(3) 浸水被害防止区域の指定

- 一定の開発行為及び建築の制限をすべき土地を、縦覧等の手続きを経た上で区域指定することができる。

※**具体の対策は、特定都市河川指定後に設置する流域水害対策協議会で検討し、流域水害対策計画としてとりまとめる。**

＜特定都市河川制度を活用した対策イメージ＞



※国土交通省 HP より引用

4 今後のスケジュール

○令和 6 年度

7月上旬 法定意見聴取（県知事から秋田市長へ）
広報誌やウェブサイト等による周知

7月中旬
～下旬

7月下旬 国土交通大臣への同意付き協議

1 1月上旬 特定都市河川指定の公示
流域水害対策協議会設置

○令和7年度 流域水害対策計画策定

〈参 考〉

○全国の特定都市河川指定状況（令和6年3月29日時点）

全国 24 水系 327 河川

うち東北 4水系 5 1 河川

宮城県 鳴瀬川水系 吉田川ほか25河川

高城川水系 高城川ほか9河川

阿武隈川水系 尾袋川ほか3河川

最上川水系 石子沢川ほか1河

山形県 最上川水系 石子沢川ほか1河川

福島県 阿武隈川水系 釈迦堂川ほか8河川

阿武隈川水系 釈迦堂川ほか8河川

船川港港湾計画改訂の概要について

港 湾 空 港 課

1 概要

- ・船川港は、平成9年に改訂した港湾計画に基づき整備を進めているが既に25年以上経過。
- ・近年の秋田県沖で進展している洋上風力発電事業の動向や能登半島地震を教訓とする半島防災のあり方など、船川港を取り巻く状況の変化に伴い港湾機能の強化が必要。
- ・港湾計画改訂にあたり、概ね20年から30年先の長期的な視点に立った船川港の将来像や取組の方向性等を取りまとめた「船川港長期構想」を令和6年3月に策定。
- ・長期構想を踏まえ、概ね10年から15年先を目標年次とした港湾施設の規模及び配置等について港湾計画を見直し。

2 主な改訂内容

- ①多目的国際ターミナルの整備（大水深岸壁、ふ頭用地等）
 - ・今後の原木などの既存貨物の伸びや新たな洋上風力発電関係貨物の取扱い等が予測されていることから、多目的に対応可能な岸壁及びふ頭用地や洋上風力関連企業等の誘致を目的とした工業用地を位置付け。
- ②災害時の物流機能確保（耐震強化岸壁）
 - ・能登半島地震を教訓とし、災害時の緊急物資の海上輸送拠点としての役割を担う耐震強化岸壁を位置付け。

③洋上風力発電事業のO&M※¹拠点化

（土地利用計画等変更）

- ・秋田県沖の洋上風力事業サイトにアクセスしやすい船川港をO&M拠点とすべく、CTV※²の係留機能を確保するための土地利用計画の見直し。

※1 O&M：洋上風力発電設備の運転・保守

※2 CTV：洋上風力発電設備の工事・保守管理用の小型船



洋上風力発電（秋田港）

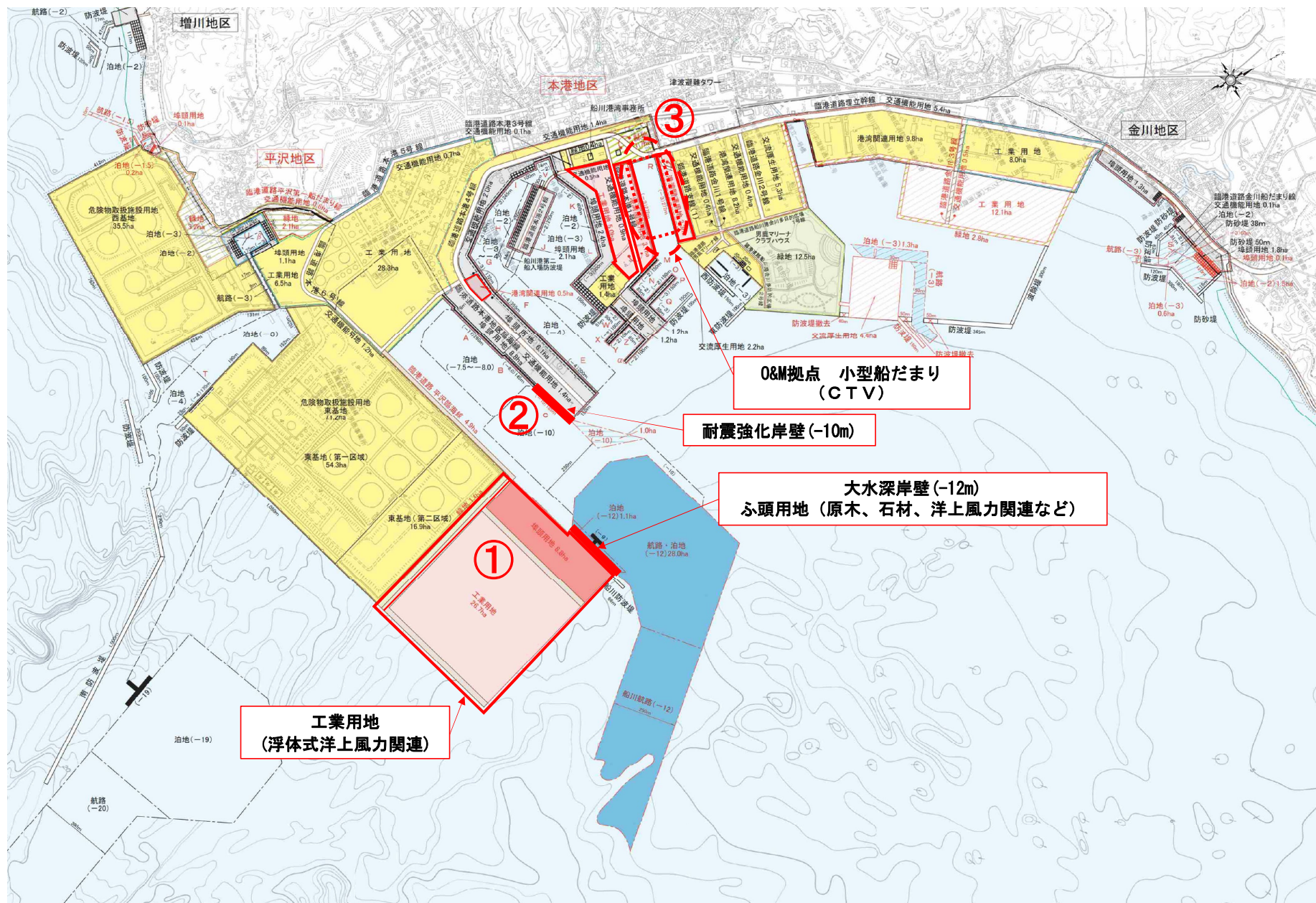


CTV

（提供：Akita OW service 社）

3 計画改訂スケジュール

令和6年5月31日	秋田県地方港湾審議会
令和6年6月28日	国土交通省交通政策審議会港湾分科会
令和6年8月	船川港港湾計画改訂告示



船川港港湾計画図（案）